

農地制度のあり方に関するプロジェクトチームの設置について

地方自治確立対策協議会（地方六団体）
地方分権改革推進本部

1 設置の趣旨

- 安倍内閣は、「攻めの農林水産業」の考え方にに基づき、輸出倍増、農業の六次産業化、農地の担い手への集積などによって、農業・農村全体の所得を今後10年間で倍増させることを目指すこととしている。
- 一方、農村における土地の多くを占める農地の土地利用については、地方からの累次の提案にかかわらず、依然として一定規模以上の農地転用許可は国の権限とされ、若しくは国の関与が必要とされるなど、見直しが進んでいない。このため、事務処理に多大な時間を要し、迅速性に欠けるとともに、六次産業化関連施設、農村の生活環境の整備等を含めた、総合的なまちづくりを進めていく上で課題がある。
- 「攻めの農林水産業」のためにも、真に守るべき農地についてはしっかり確保した上で、住民に身近な地方自治体が主体となって地域の実情に応じた土地利用を実現する必要がある。このような観点から、農地制度のあり方について国に提言を行うに当たっての考え方を整理するため、地方自治確立対策協議会地方分権改革推進本部に農地制度のあり方に関するプロジェクトチームを設置する。

2 位置付けと組織

地方自治確立対策協議会地方分権改革推進本部の下に、首長によるプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設置し、その下に自治体実務関係者によるワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

(1) PT構成員

首長6名（都道府県知事2名、市区長2名、町村長2名）

(2) WGメンバー

自治体実務関係者、地方分権改革推進本部事務局員

3 スケジュール

政府内では、農地転用に係る事務・権限の実施主体の在り方について、平成21年農地法改正法施行後5年を目途とした検討の中で議論されることを踏まえ、以下のスケジュールによって検討を進める。

1月下旬～2月上旬 PT第1回会合

2月～3月 WG会合（3回程度）

4月～夏 PT会合（3回程度）

※ PTで取りまとめる報告書が直ちに地方六団体の合意となるものではない。

農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム 名簿

くにさだ いさと
國定 勇人 新潟県三条市長

しらいし かつや
白石 勝也 愛媛県^{まさき}松前町長

すぎもと ひろぶみ
杉本 博文 福井県池田町長

すずき えいけい
鈴木 英敬 三重県知事

ふるかわ やすし
古川 康 佐賀県知事

まきの みつお
牧野 光朗 長野県飯田市長

農地制度のあり方についての論点イメージ（たたき台）

平成 26 年 2 月 13 日
農地制度のあり方に関する
プロジェクトチーム

1 基本的な問題意識

（農地確保についての考え方）

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）では、「強い農林水産業」「美しく活力ある農山漁村」を掲げ、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指すこととされ、この基本的方向に基づき食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討に着手することとされている。こうした観点から、輸出倍増、農業の六次産業化、農地の担い手への集積などとともに、農地を適切に確保していくことが必要ではないか。

（農地確保の目標の問題点）

- 一方、農地、農用地区域内農地の総量確保に係る現在の国の目標は、いずれも現況と大幅に乖離していると評価せざるを得ないのではないか。その要因を分析し、現実的な目標を設定する必要があるのではないか。
- 目標の設定に当たっては、今後見込まれる人口減少による食料需要の減少や担い手の減少等を十分に考慮する必要があるのではないか。また、客観的に営農条件（地形、水利等）が劣る実際には維持困難となっている農地があることを勘案する必要があるのではないか。真に確保すべき農地はどの範囲なのか、整理が必要ではないか。

（農地確保に当たっての視点）

- 農地を適切に確保するため、国と地方がどのような役割を果たし、どのような取り組みを強化すべきか。
- さらに、農地の総量確保（マクロ管理）の仕組みのあり方について検討した上で、農地の転用規制（ミクロ管理）の仕組みのあり方を検討することとしてはどうか。

(農地制度の規制改革)

- 六次産業化の推進、担い手の確保等のため、又は防災やまちづくりのため、農地の確保に十分配慮しつつ、国に対して更なる規制緩和を求めるべき事項があるか。逆に、農地確保の観点から平成 21 年法改正以降で更に規制を強化すべき事項はあるか。

(参考)「農地制度に係る支障事例等について」

(平成 25 年 10 月 2 日全国知事会・全国市長会・全国町村会)

・・・任意抽出した地方自治体を対象にアンケートを実施

(都道府県 13 団体、市町村 28 団体から回答)

2 農地確保政策について

- 「食料・農業・農村基本計画」の見直しに向けて、農地の確保及び有効利用の促進のため、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、不作付地の解消、耕地利用率の向上等に関し、国や地方が役割や取り組みを強化すべきとして提言すべき事項はないか。

3 農地の総量確保について

(現在の仕組みについて)

- 農用地区域内農地の総量確保については、平成 21 年法改正により新たな仕組みが設けられ、国は「農用地等の確保等に関する基本指針」において、都道府県は農業振興地域整備基本方針において、それぞれ「確保すべき農用地等の面積の目標」を定めることとされたが、地方自治体にどのような影響があったか。国は、国全体の目標、都道府県の目標の設定基準を定めるが、適切なものとなっているか。
- 農地の総量確保については、国は現行の「食料・農業・農村基本計画」(平成 22 年 3 月 30 日閣議決定)において平成 32 年度の食料自給率目標の達成に必要な農地面積を示しているが、地方にどのような影響があるか。
- 現在の仕組みで、実態として、国と地方の間で目標は「共有」されているか。農地、農用地区域内農地の確保のためには地方が主たる役割を果たして

いるにもかかわらず、現実には目標は十分に意識されていないのではないか。

(新たな仕組みについて)

- 国は農地の総量確保の仕組みをしっかりと構築するとともに関連施策・事業を確保する一方(マクロ管理)、地方は具体の執行や管理を担う(ミクロ管理)こととし、個別の農地の転用規制に係る事務・権限については、地方への権限移譲等を進めていく方向で、新たな仕組みを具体的に提案すべきではないか。
- 農地の確保について、地方自治体による創意工夫、コントロールが可能な範囲はどこまでか。例えば、農地転用許可制度については私権に関わるものであることから基本的には羈束裁量であること、市街化区域内農地については届出制であることなど、地方自治体による創意工夫が困難な要素をどう考えるか。

4 農地の転用規制について

(転用事務の主体)

- 農地転用許可のうち一定面積以上のものはこれまで大臣許可・協議とされ、農地を確保するための手段の一つとして機能してきたが、国は農地の総量確保の仕組みを構築することとし(マクロ管理)、国の目標設定や進行管理の下で、地方は具体の執行や管理を担う(ミクロ管理)仕組みが構築できれば、もはや大臣許可・協議の仕組みを残す必要はないのではないか。地域の実情に応じた土地利用の実現は住民に身近な地方自治体の責任で行うという考え方に沿って、農地転用許可は全て地方自治体が行うこととすべきではないか。

(都道府県農業会議、農業委員会の意見)

- 農地転用許可に当たっては、申請に際し市町村の農業委員会の意見を付すこととされ、さらに、都道府県農業会議の意見聴取が義務付けられているが、農業関係者の意見反映の方法については、地方自治体の判断に委ねるべきではないか。